

令和健康科学大学教授会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、令和健康科学大学学則第60条第2項の規定に基づき、教授会の組織、審議事項、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 各学部の教授会は、教授会の構成員は別に定める。

(教授会の審議事項等)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

(議事)

第5条 教授会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特に重要な事項の審議については、別段の定めをすることができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要であると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

2 出席した構成員以外の者は、議決権を持たない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、教授会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、各教授会の議を経て学部長が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年8月1日から改正施行する。